

社団法人日本超音波医学会認定超音波検査士制度規則

(平成3年 3月 8日制定)

(平成5年 6月11日改正)

(平成8年12月13日改正)

(平成10年 7月 1日改正)

(平成14年 4月27日改正)

第1章 総則

(目的・名称)

第1条 この制度は、超音波医学の進歩発展に伴い、社団法人日本超音波医学会（以下「本会」という。）が超音波検査の優れた技能を有するコメディカルスタッフを専門の検査士として認定し、超音波医学並びに医療の向上を図り、もって国民の福祉に貢献することを目的とする。

2 前項において認定する専門の検査士は、社団法人日本超音波医学会認定超音波検査士(英文名「JSUM Registered Medical Sonographer」,略称「RMS」)(以下「検査士」という。)という。

(運営機関)

第2条 この制度の維持と運営には、定款第4条に基づき、社団法人日本超音波医学会超音波検査士制度委員会規程に定める超音波検査士制度委員会（以下「本委員会」という。）が当たる。

第2章 検査士の認定

(認定)

第3条 検査士の認定は臨床領域別に行う。

第4条 理事長は、本会が実施する認定試験に合格し、本委員会が適格と判定した者を理事会の議を経て検査士と認定し、認定証を交付する。

2 認定料は、5,000円とする。

(認定試験)

第5条 検査士認定試験は、毎年1回行う。

2 試験の実施要項は、会誌に公示する。

3 試験施行に関する規定は、別に定める。

(受験資格)

第6条 検査士認定試験を受験する者は、次の各号の条件をすべて満たしていなければならない。

一 日本国の看護師・准看護師・臨床検査技師・診療放射線技師の何れかの免許を有し、コメディカルスタッフとしての人格及び見識を備えていること。

二 当該年度の12月31日までに、3年以上継続して、本会の正会員若しくは準会員又は日本超音波検査学会の会員であること。

三 受験を希望する臨床領域で、超音波検査150例以上の経験を有すること。

四 社団法人日本超音波医学会認定超音波専門医（以下「専門医」という。）によって推薦されること。

(申請)

第7条 検査士認定試験の受験を申請する者は、別に定める書類に所定の受験料を添えて、期日中に理事長に提出しなければならない。

第3章 検査士の資格の更新と喪失

(更新)

第8条 検査士は、認定を受けた年から5年を経る時に資格更新の認定を受けなければならない。

2 資格更新に関する規定は、別に定める。

(喪失)

第9条 検査士は、次の各号の事由によりその資格を喪失する。

- 一 検査士としての資格を辞退したとき。
- 二 資格更新の申請を行わなかったとき。
- 三 資格更新が認められなかったとき。
- 四 本会又は日本超音波検査学会の会員としての資格を喪失したとき。
- 五 第6条第1号に規定する条件を失ったとき。

(取消し)

第10条 理事長は、検査士としてふさわしくない行為のあった者に対して、本委員会及び理事会の議を経て検査士の資格を取消することができる。

第4章 補則

(改廃)

第11条 この規則の改廃は、規約担当理事の発議により、理事会の承認を得なければならない。

(諸規定)

第12条 この規則の施行についての諸規定は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成3年3月8日から施行する。

2 検査士制度の経過措置に関する規定は、別に定める。

3 昭和62年6月15日社団法人日本超音波医学会の設立以前における日本超音波医学会の会員として継続した期間は、第6条第2号の年数に通算する。

附 則

4 日本超音波検査学会は、平成7年4月1日付で日本超音波医学検査研究会から名称変更された。
この規則の改正は、平成8年12月13日から施行する。

附 則

この規則の改正は、平成14年4月27日から施行し、平成14年3月1日より適用する。